

第30期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

第30期 (2024年10月1日～2025年9月30日)

- ① 主要な事業内容
- ② 主要な事業所
- ③ 従業員の状況
- ④ 主要な借入先
- ⑤ 会社の新株予約権等に関する事項
- ⑥ 業務の適正を確保するための体制および運用状況
- ⑦ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ⑧ 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
- ⑨ 監査報告書

株式会社エムティーアイ

## 主要な事業内容

当社グループ(当社および当社の関係会社)は2025年9月30日現在、当社(株式会社エムティーアイ)、連結子会社20社および関連会社6社によって構成されています。報告セグメントにつきましては、コンテンツ事業、ヘルスケア事業、学校DX事業、その他事業に区分しています。

## 主要な事業所

本社：東京都新宿区

## 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
男性	776名	38名増
女性	460名	14名増
合計	1,236名	52名増

(注) 1. 従業員数には臨時従業員は含まれていません。  
2. 当期中における臨時従業員の平均雇用人数は19名です。

## 主要な借入先

借入先	借入額	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,800百万円	632百万円
株式会社りそな銀行	1,700百万円	592百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,000百万円	312百万円
株式会社みずほ銀行	500百万円	156百万円

## 会社の新株予約権等に関する事項

### ① 当期末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

第25回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	3名
新株予約権の数	87個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	8,700株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	756円	
新株予約権の行使期間	2022年3月1日から	
	2025年9月30日まで	

(注) 社外取締役および監査役は新株予約権を保有しておりません。

## 業務の適正を確保するための体制および運用状況

### (1) 職務執行の基本方針

当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）は、「法令・社会倫理規範の遵守（以下、「法令等の遵守」という。）」、「各ステークホルダーへの誠実な対応および適切な情報開示」、「透明性が高く、健全な経営」、「事業活動における企業価値創造を通じた社会への貢献」を職務執行の基本方針とし、コーポレート・ガバナンスを推進します。

この基本方針のもと、会社法および会社法施行規則に定める当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備していきます。

### (2) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令等の遵守を基本方針とし、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、取締役会またはコンプライアンス担当取締役から諮問された事項について審議し、意見を具申しています。また、委員会の運営事務等を行う事務局であるコンプライアンス推進統括室において当社グループのコンプライアンスに関する取り組みを推進しています。

また、代表取締役社長所管の内部監査室では、業務の有効性・効率性の評価を中心とした業務監査活動ならびに財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施しています。内部監査室は、当該活動状況を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会ならびに被監査部門へ報告する体制になっています。

なお、コンプライアンスに関する取り組みは、コンプライアンス推進統括室が中心となり、当社グループの各部門との連携により推進しています。

法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行うためのコンプライアンス・ヘルpline窓口を設置しています。当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、レポーティングラインまたはコンプライアンス・ヘルpline窓口経由でコンプライアンス推進統括室および監査役会に報告する体制を採用しています。そして、報告された内容の重大性に応じて、コンプライアンス推進統括室または取締役会が当社グループの各部門と連携し再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する仕組みとなっています。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制になっています。

文書等の管理については、文書管理および情報セキュリティに関する規程ならびに関連する諸規則等に基づき、実施される体制となっています。

### (4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行に係るリスクは、当社の各部門および当社の子会社の権限の範囲内にてリスク分析・対応策の検討を行っています。特に重要な案件や各部門および子会社の権限を超えるものについては、当社の経営会議または取締役会で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施しています。

さらに、職務執行ならびに財務報告の信頼性に係るリスク管理およびその対応については内部監査室が監査し内部監査室は当該結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会に報告する体制となっています。その他の全社的なリスク管理およびその対応についてはコンプライアンス推進統括室が取組事項を検討および推進し、当該活動状況を取締役会に報告する体制となっています。

また、個別の案件それぞれの評価を行い、これに対応した当社グループ全体の管理を実行していくため、リスク管理体制に関連する規程を制定し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制の整備・強化を行っています。

なお、情報セキュリティの確保・維持のために、情報資産の利用と保護に関する規程を制定するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの経営活動に寄与すべく情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行っています。

#### **(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画および各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し、実行しています。

また、効率的な職務執行を推進するため、各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にした上で、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討し、実行しています。

さらに、当社は、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。あわせて、経営効率の向上および意思決定のスピードアップを図るため、取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を月に2～3回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行い、その協議に基づいて代表取締役社長が意思決定を行っています。

#### **(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める関係会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行っています。

当社経営会議には当社の主要子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行っています。また、当社の子会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより、牽制機能を強化しています。今後も引き続き、当社の子会社の経営管理に関する指針の文書化を進め、当社の子会社の管理体制の整備を行っていきます。

また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、コンプライアンス推進統括室および当社グループの各部門との情報交換を定期的に実施していきます。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助する組織として、監査補助を行うための監査役付の使用人を配置するとともに、監査役会事務局を設置しています。

**(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役付の使用人の人事異動および考課については、事前に監査役会に報告し、了承を得ています。

**(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役付の使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底しています。

**(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいはコンプライアンスに関する重大な事実があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する体制とし、使用人がこれらの事実を発見した場合も同様とします。

また、監査役のうち半数以上を社外監査役とし、そのうち1名以上を常勤監査役として、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っています。

**(11) 監査役への報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役および使用人に周知しています。

**(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項**

監査役の職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく予算を確保するものとし、監査役が費用の前払または償還等の請求をしたときには、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、当社がこれを負担しています。

**(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会は、代表取締役社長およびEY新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、当社の各部門および当社の子会社の重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、監査役は当社の各部門の長および当社の子会社の取締役、監査役および使用人からの個別ヒアリングを必要に応じて行うとともに、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っています。

#### **(14) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行っています。

#### **(15) 反社会的勢力への対応**

当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。

公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連会報、特防連ニュース、および特防連が主催する研修会等への参加により、最新情報の収集を行っています。

また、不当要求防止責任者を設置し、不当要求等が生じた場合は、総務部と法務・知財部を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じていきます。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

##### **① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社は、コンプライアンス関連規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、取締役会またはコンプライアンス担当取締役から諮問された事項について審議し、意見を具申しています。また、委員会の運営事務等を行う事務局であるコンプライアンス推進統括室において当社グループの各部門との連携によりコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の策定、再発防止の周知徹底を行っています。

内部監査室では、業務監査活動および財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施し、当該活動状況を代表取締役社長、取締役会、監査役会および被監査部門へ報告しています。

また、入社時研修のほか、コンプライアンス等に関連する社内研修および外部講師を招いたセミナーの開催など、継続的な教育を実施しています。

##### **② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社グループは、リスク管理に関連する規程に基づき、コンプライアンス推進統括室が各部門および子会社と連携し、リスク管理体制の整備・強化を行っています。重要案件は、経営会議または取締役会で審議・意思決定を行うとともに、継続的なモニタリングを実施しています。

リスク管理状況については内部監査室が監査し、当該結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に報告しています。

また、情報資産の利用と保護に関する規程に基づき、情報セキュリティ委員会が情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行っています。

③ **当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループは、中期経営計画および各年度予算を策定し、業務分掌・職務権限に関する規程において各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にし、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討・実行しています。

また、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行の監督を行うとともに、効率的な職務執行が行われるよう、経営会議を月に2~3回開催し、年度予算に対する業務執行状況、事業環境の分析・将来予測、投資判断等に関する十分な協議を行っています。

④ **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理を行っています。各子会社における職務権限に関する規程に定める事項については、当社に事前協議を求めるとともに、当社経営会議に主要子会社の社長を定期的に参加させるなど、経営状況のモニタリングを行っています。

また、子会社の管理機能を当社の管理部門に集約するとともに、当社の内部監査室による業務監査により、牽制機能の強化を図っています。

⑤ **監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会および経営会議その他の重要会議への出席を通じて、必要に応じ意見を述べ、報告を受けるとともに、職務執行に関する稟議書等の重要文書を閲覧し、取締役および各部門長に説明を求めるなど、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行っています。

また、代表取締役社長、EY新日本有限責任監査法人、内部監査室、各部門長、子会社の取締役および監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

⑥ **反社会的勢力への対応**

当社グループは、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、最新情報の収集を行うとともに、不当要求防止責任者を設置し、不当要求等が生じた場合は、総務部と法務・知財部を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じる体制を整えています。

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日) (ご参考)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,232,677	6,485,816	5,143,458	△3,230,813	13,631,139
当期変動額					
新株の発行	77,430	77,430			154,861
剰余金の配当			△881,349		△881,349
親会社株主に帰属する当期純利益			2,363,920		2,363,920
自己株式の取得					—
自己株式の消却		△23,669		23,669	—
連結子会社持分の増減		△162,914			△162,914
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	77,430	△109,153	1,482,570	23,669	1,474,517
当期末残高	5,310,108	6,376,663	6,626,029	△3,207,144	15,105,656

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	165,132	97,848	59,594	322,575	59,147	3,570,962	17,583,824
当期変動額							
新株の発行							154,861
剰余金の配当							△881,349
親会社株主に帰属する当期純利益							2,363,920
自己株式の取得							—
自己株式の消却							—
連結子会社持分の増減							△162,914
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△28,773	△17,721	64,733	18,237	△36,414	104,605	86,429
当期変動額合計	△28,773	△17,721	64,733	18,237	△36,414	104,605	1,560,946
当期末残高	136,358	80,126	124,327	340,813	22,732	3,675,568	19,144,770

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

当連結会計年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,310,108	6,376,663	6,626,029	△3,207,144	15,105,656
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	201,091	201,091			402,182
剩 余 金 の 配 当			△997,291		△997,291
親会社株主に帰属する当期純利益			3,404,130		3,404,130
自 己 株 式 の 取 得				△53	△53
自 己 株 式 の 消 却		△610,297		610,297	—
連結子会社持分の増減		26,937			26,937
利益剰余金から資本剰余金への振替		323,140	△323,140		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	201,091	△59,128	2,083,698	610,243	2,835,906
当 期 末 残 高	5,511,199	6,317,535	8,709,727	△2,596,900	17,941,562

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	136,358	80,126	124,327	340,813	22,732	3,675,568	19,144,770
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							402,182
剩 余 金 の 配 当							△997,291
親会社株主に帰属する当期純利益							3,404,130
自 己 株 式 の 取 得							△53
自 己 株 式 の 消 却							—
連結子会社持分の増減							26,937
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	59,283	△23,105	95,369	131,546	△22,732	356,634	465,448
当 期 変 動 額 合 計	59,283	△23,105	95,369	131,546	△22,732	356,634	3,301,354
当 期 末 残 高	195,642	57,021	219,696	472,360	—	4,032,203	22,446,125

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 20社

(株)メディアーノ

(株)ミュージック・ドット・ジェイピー

(株)コミックジェイピー

Automagi(株)

(株)ファルモ

(株)カラダメディカ

MTI TECHNOLOGY Co.,Ltd.

(株)ビデオマーケット

(株)クリプラ

(株)ソラミチシステム

モチベーションワークス(株)

(株)ライズシステム

母子モ(株)

(株)エムティーアイ・ヘルスケア・ホールディングス

ローカルフォース(株)

(株)イーグル

(株)LIFEM

グランセキュノロジー(株)

(株)オリミュウ

(株)WellBita

前連結会計年度において連結子会社であった(株)ムーバイル、(株)エムティーアイ・コンサルティング、および(株)メディコ(2025年1月1日付で(株)ルナルナメディコから商号変更)は清算結了したため、MTI FINTECH LAB LTDは解散により重要性が低下したため、連結の範囲から除外しています。

(株)オリミュウは株式を取得したこと、(株)WellBitaは新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した関連会社数 6社

上海海隆宜通信息技術有限公司

(株)スターージエン

(株)スマートメド

(株)Authlete

(株)昭文社ホールディングス

(株)ポケット・クエリーズ

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称等

(株)corte

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

### (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、連結決算日現在または連結決算日の前月末日現在で実施した仮決算により作成した計算書類を使用しています。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しています。）

市場価格のない株式等…主として移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産…定率法を採用しています。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 3～18年

車両運搬具 3年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産…定額法を採用しています。なお、主な償却年数は次のとおりです。

自社利用のソフトウェア 2～5年（社内における利用可能期間）

顧客関連資産 3～5年

長期前払費用…定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

役員賞与引当金…役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

① 月額サービス

コンテンツ事業におけるセキュリティ関連アプリなどのエンドユーザー向け月額コンテンツサービスの提供、ヘルスケア事業におけるルナルナなどのエンドユーザー向け月額コンテンツサービスの提供、自治体・病院・調剤薬局などへのシステム・サービス提供、その他事業におけるシステム等の保守・運用サービス、などを行っています。

月額サービスでは、顧客へのサービスの提供時点で履行義務が充足したものと捉え、顧客毎に予め定めた金額により、収益を認識しています。

② ポイント付与型サービス

コンテンツ事業における『music.jp』などの課金時ポイント付与型のサービスの提供を行っています。

ポイント付与型のサービスでは、顧客がポイントを使用することでコンテンツを購入することが可能となるため、ポイント付与時は契約負債として処理を行い、顧客がポイントを使用しコンテンツを購入した時点または失効時に履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で収益を認識しています。

③ 請負契約等

その他事業における請負契約によるソフトウェア開発、などを行っています。

請負契約等については、業務の進捗によって履行義務が充足していくものと判断しており、支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて収益を認識しています。進捗度は、原価の発生が開発の進捗を適切に表すと判断しているため、見積総原価に対する実際発生原価の割合で算出しています。

④ 準委任契約等

その他事業における準委任契約による技術者の役務提供、などを行っています。

準委任契約等では、顧客との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、毎月定められた役務を提供することで充足されるものであり、準委任契約に定められた金額に基づき収益として計上しています。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社および在外持分法適用会社の資産、負債、収益および費用は、当該在外子会社および在外持分法適用会社の仮決算日における直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で均等償却することにしています。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日) および「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### III. 未適用の会計基準等に関する注記

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）  
ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

#### 1. 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

#### 2. 適用予定日

2028年9月期の期首から適用予定です。

#### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

### IV. 表示方法の変更に関する注記

#### (連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金等収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「その他」12,905千円は、「助成金等収入」810千円および「その他」12,095千円として組み替えています。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「延滞税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。また、前連結会計年度において、独立掲記していました「営業外費用」の「消費税差額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「消費税差額」に表示していた2,558千円および「その他」に表示していた13,362千円は、「延滞税等」8,082千円および「その他」7,837千円として組み替えています。

## V. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損損失

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額（うち、モチベーションワークス株式会社に関する金額）

有形固定資産	連結貸借対照表計上金額	219,308千円	( 4,212 千円)
無形固定資産	連結貸借対照表計上金額	2,475,854千円	(881,651 千円)

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### (1) 算出方法

当社グループでは、モチベーションワークス株式会社のソフトウェア881,651千円を含む固定資産について、継続的に収支の把握がなされている、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位によってグループングを行っています。各グループについて減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定します。減損損失の認識が必要と判定された場合、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

#### (2) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、当社を含むグループ各社が主要な仮定を検討して作成し、取締役会で承認された事業計画に基づいて算出します。各社は過去の実績データ、統計や将来の市場データ、業界の動向等を織り込んだ営業収益予測等に主要な仮定を置いています。

なお、モチベーションワークス株式会社における割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、将来の獲得学校数です。

#### (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## VI. 連結貸借対照表に関する注記

### 関連会社に対する資産

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券	4,297,256千円	4,543,868千円

## VII. 連結損益計算書に関する注記

### 1. 販売費及び一般管理費のうち主な費目および金額は次のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売促進費	55,296千円	71,157千円
広告宣伝費	2,800,576千円	3,660,937千円
役員報酬	417,898千円	431,406千円
給料及び手当	4,561,680千円	4,648,960千円
雑給派遺費	135,322千円	155,566千円
役員賞与引当金繰入額	40,852千円	48,134千円
退職給付費用	231,331千円	242,228千円
法定福利費及び福利厚生費	916,060千円	944,236千円
外注費	1,738,053千円	1,734,176千円
支払手数料	2,871,312千円	3,113,975千円
地代家賃	483,929千円	472,564千円
賃借料	7,102千円	9,835千円
減価償却費	1,355,000千円	1,224,094千円
貸倒引当金繰入額	8,476千円	2,128千円

### 2. 減損損失

当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

## VIII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	61,429,600株	419,500株	1,413,900株	60,435,200株

(変動の事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

新株の発行 213,900株

新株予約権の権利行使による新株の発行 205,600株

減少数の内訳は、次のとおりです。

2024年11月7日開催の取締役会決議による消却 1,200,000株

2025年1月21日開催の臨時取締役会決議による消却 30,500株

2025年2月12日開催の決算取締役会決議による消却 183,400株

## 2. 新株予約権等に関する事項

回号	株式の種類	目的となる株式の数
第25回新株予約権	普通株式	10,200株

## 3. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月21日 定時株主総会	普通株式	497,408	9	2024年9月30日	2024年12月23日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	499,883	9	2025年3月31日	2025年6月13日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月20日 定時株主総会	普通株式	556,870	利益剰余金	10	2025年9月30日	2025年12月22日

## IX. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は定期的に発行会社の財政状態等を把握しています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程および債権管理規程に従い、営業債権について、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

##### ② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しています。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各グループ会社からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
関係会社株式	4,145,075	2,269,016	△1,876,059
資産計	4,145,075	2,269,016	△1,876,059
長期借入金	1,693,750	1,693,750	—
負債計	1,693,750	1,693,750	—

(※1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「未収入金」「未収還付法人税等」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、およびこれらの金融商品が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	546,338

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	737,500	737,500	218,750	—	—	—
合計	737,500	737,500	218,750	—	—	—

#### 4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

##### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

##### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
投資有価証券					
関係会社株式					
株式	2,269,016	—	—	—	2,269,016
資産計	2,269,016	—	—	—	2,269,016
長期借入金	—	1,693,750	—	—	1,693,750
負債計	—	1,693,750	—	—	1,693,750

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

##### 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。また、変動金利によるものは短期的に市場金利を反映しており、また、当社の信用状況は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これらをレベル2の時価に分類しています。

## X. その他の注記

(退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しています。加えて、当社は選択制確定拠出年金制度を導入しています。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しています。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
退職給付債務の期首残高	1,786,153千円	1,828,998千円
勤務費用	175,705千円	169,573千円
利息費用	17,444千円	23,202千円
数理計算上の差異の発生額	△102,725千円	△164,431千円
退職給付の支払額	△47,580千円	△31,600千円
退職給付債務の期末残高	1,828,998千円	1,825,742千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

#### (2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
非積立型制度の退職給付債務	1,828,998千円	1,825,742千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,828,998千円	1,825,742千円
	前連結会計年度	当連結会計年度
退職給付に係る負債	1,828,998千円	1,825,742千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,828,998千円	1,825,742千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

#### (3) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
勤務費用	175,705千円	169,573千円
利息費用	17,444千円	23,202千円
数理計算上の差異の費用処理額	△9,423千円	△23,298千円
確定給付制度に係る退職給付費用	183,727千円	169,477千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
数理計算上の差異	93,302千円	141,133千円
合計	93,302千円	141,133千円

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
未認識数理計算上の差異	△179,197千円	△320,330千円
合計	△179,197千円	△320,330千円

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています。）

	前連結会計年度	当連結会計年度
割引率	1.3%	2.0%
予想昇給率	1.8%	1.8%

### 3. 確定拠出制度

当社の選択制確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度47,317千円、当連結会計年度70,879千円です。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

(子会社株式の一部譲渡)

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ファルモ（以下、「ファルモ」という）の当社保有株式の一部を、東邦ホールディングス株式会社（以下、「THD」という）および連結子会社である株式会社エムティーアイ・ヘルスケア・ホールディングス（以下、「HCHD」という）にそれぞれ譲渡（以下、「本株式譲渡」という）することを決議し、2025年6月10日に譲渡しました。

### 1.取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

連結子会社の名称	株式会社ファルモ
事業の内容	調剤薬局向けICTソリューション（電子お薬手帳、クラウド型ピッキング監査システム等）の企画・開発・運営、医療情報システムの研究開発

- (2) 株式譲渡日  
2025年6月10日
- (3) 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式の一部売却
- (4) 取引の目的を含む取引の概要

ファルモでは、地域医療が直面する様々な課題に対して全国の薬局が主体的にアプローチできる医療インフラの構築を目指し、調剤情報ハブシステム「ファルモクラウド」上で薬局の価値を最大化するためのICTソリューションを展開しています。

本株式譲渡については、ファルモとTHDおよびHCHDとの協業がさらなる薬局、薬剤師の価値向上とそれによる地域医療への貢献に資するとともに、両社との強固かつ長期的パートナーシップを構築することによりファルモの持続的成長に繋がるとの判断に至り実施したものです。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2024年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しています。

## 3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- (1) 資本剰余金の主な変動要因  
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の一部売却
- (2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額  
346,900千円

## XI. 1株当たり情報に関する注記

	前連結会計年度	当連結会計年度
1. 1株当たり純資産額	280円50銭	331円86銭
2. 1株当たり当期純利益	43円05銭	61円62銭
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりです。		
	前連結会計年度	当連結会計年度
親会社株主に帰属する当期純利益	2,363,920千円	3,404,130千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,363,920千円	3,404,130千円
普通株式の期中平均株式数	54,913,627株	55,247,865株

## XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### X III. 収益認識に関する注記

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	コンテンツ事業	ヘルスケア事業	学校DX事業	その他事業	計	
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	17,018,050	6,632,558	1,655,542	3,908,834	29,214,985	29,214,985
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	59,331	33,497	234,810	368,316	695,954	695,954
顧客との契約から生じる収益	17,077,382	6,666,055	1,890,352	4,277,150	29,910,940	29,910,940
外部顧客への売上高	17,077,382	6,666,055	1,890,352	4,277,150	29,910,940	29,910,940

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項」「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	4,027,130千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,894,711千円
契約資産(期首残高)	156,799千円
契約資産(期末残高)	190,909千円
契約負債(期首残高)	2,728,326千円
契約負債(期末残高)	2,750,907千円

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、受取手形、売掛金及び契約資産に含まれています。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは2,667,056千円です。

契約負債は、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高等です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

	当連結会計年度
1年以内	2,726,348千円
1年超2年以内	16,386千円
2年超3年以内	7,034千円
3年超	1,137千円
合計	2,750,907千円

XIV. 前連結会計年度の注記について

前連結会計年度の注記については、参考情報として記載しています。

## 株主資本等変動計算書

前事業年度（自2023年10月1日 至2024年9月30日）（ご参考）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,232,677	5,037,746	310,827	5,348,573	7,462	8,955,965
当期変動額						
新株の発行	77,430	77,430		77,430		
剰余金の配当					△881,349	△881,349
当期純利益					1,867,042	1,867,042
自己株式の消却			△23,669	△23,669		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	77,430	77,430	△23,669	53,761	－	985,692
当期末残高	5,310,108	5,115,177	287,157	5,402,334	7,462	9,941,657
						9,949,120

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,079,884	16,464,794	25,636	25,636	59,147	16,549,577
当期変動額						
新株の発行		154,861				154,861
剰余金の配当		△881,349				△881,349
当期純利益		1,867,042				1,867,042
自己株式の消却	23,669	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			885,683	885,683	△36,414	849,268
当期変動額合計	23,669	1,140,553	885,683	885,683	△36,414	1,989,822
当期末残高	△3,056,215	17,605,348	911,319	911,319	22,732	18,539,400

（注）記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

当事業年度（自2024年10月1日 至2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,310,108	5,115,177	287,157	5,402,334	7,462	9,941,657	9,949,120
当期変動額							
新株の発行	201,091	201,091		201,091			
剰余金の配当						△997,291	△997,291
当期純利益						3,045,125	3,045,125
自己株式の取得							
自己株式の消却			△610,297	△610,297			
利益剰余金から資本剰余金への振替			323,140	323,140		△323,140	△323,140
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	201,091	201,091	△287,157	△86,066	—	1,724,693	1,724,693
当期末残高	5,511,199	5,316,268	—	5,316,268	7,462	11,666,351	11,673,814

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,056,215	17,605,348	911,319	911,319	22,732	18,539,400
当期変動額						
新株の発行		402,182				402,182
剰余金の配当		△997,291				△997,291
当期純利益		3,045,125				3,045,125
自己株式の取得	△53	△53				△53
自己株式の消却	610,297	—				—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			376,902	376,902	△22,732	354,169
当期変動額合計	610,243	2,449,963	376,902	376,902	△22,732	2,804,132
当期末残高	△2,445,971	20,055,311	1,288,221	1,288,221	—	21,343,533

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 … 移動平均法による原価法を採用しています。

##### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しています。）

市場価格のない株式等 … 主として移動平均法による原価法を採用しています。

##### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品 … 移動平均法による原価法を採用しています（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。）。

仕 掛 品 … 個別法による原価法を採用しています（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。）。

貯 蔵 品 … 最終仕入原価法を採用しています（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。）。

#### 2. 固定資産の減価償却方法

有形 固定 資 産 … 定率法を採用しています。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 2～20年

無形 固定 資 産 … 定額法を採用しています。なお、主な償却年数は次のとおりです。

自社利用のソフトウェア 2～5年（社内における利用可能期間）

顧客関連資産 5年

長 期 前 払 費 用 … 定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

役員賞与引当金 … 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しています。

退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

##### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

##### (2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

##### (1) 月額サービス

コンテンツ事業におけるセキュリティ関連アプリなどのエンドユーザー向け月額コンテンツサービスの提供、ヘルスケア事業におけるルナルナなどのエンドユーザー向け月額コンテンツサービスの提供、自治体・病院・調剤薬局などへのシステム・サービス提供、その他事業におけるシステム等の保守・運用サービス、などを行っています。

月額サービスでは、顧客へのサービスの提供時点で履行義務が充足したものと捉え、顧客毎に予め定めた金額により、収益を認識しています。

##### (2) ポイント付与型サービス

コンテンツ事業における『music.jp』などの課金時ポイント付与型のサービスの提供を行っています。

ポイント付与型のサービスでは、顧客がポイントを使用することでコンテンツを購入することが可能となるため、ポイント付与時は契約負債として処理を行い、顧客がポイントを使用しコンテンツを購入した時点または失効時に履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で収益を認識しています。

##### (3) 請負契約等

その他事業における請負契約によるソフトウェア開発、などを行っています。

請負契約等については、業務の進捗によって履行義務が充足していくものと判断しており、支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて収益を認識しています。進捗度は、原価の発生が開発の進捗を適切に表すと判断しているため、見積総原価に対する実際発生原価の割合で算出しています。

##### (4) 準委任契約等

その他事業における準委任契約による技術者の役務提供、などを行っています。

準委任契約等では、顧客との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、毎月定められた役務を提供することで充足されるものであり、準委任契約に定められた金額に基づき収益として計上しています。

#### 5. のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で均等償却することにしています。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## III. 未適用の会計基準等に関する注記

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)  
ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

### 1. 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

### 2. 適用予定日

2028年9月期の期首から適用予定です。

### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

## IV. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「短期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「短期貸付金」に表示していた465,000千円および「その他」に表示していた133,952千円は、「その他」598,952千円として組み替えています。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「キャッシュバック収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた11,088千円は、「キャッシュバック収入」5,077千円および「その他」6,011千円として組み替えています。

## V. 会計上の見積りに関する注記

### 関係会社投資の評価

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末（うち、モチベーションワークス株式会社に関する金額）

関係会社株式	8,118,692千円	(801,570千円)
--------	-------------	-------------

投資有価証券	3,070,545千円	(2,662,000千円)
--------	-------------	---------------

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

モチベーションワークス株式会社の株式801,570千円を含む関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、各関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理します。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められています。

また、投資有価証券残高3,070,545千円にはモチベーションワークス株式会社が発行した転換社債型新株予約権付社債の期末評価額2,662,000千円が含まれています。当該転換社債型新株予約権付社債については、その他有価証券として時価評価が求められることから、モチベーションワークス株式会社の事業計画を基礎として、オプション・プライシング・モデルを利用して算定した金額をもって期末評価を行っています。

##### (2) 主要な仮定

財政状態の確認には、各関係会社の決算日までに入手し得る直近決算時の純資産額を使用しています。当該純資産に重要な影響を与える事象の発生があった場合は、当該事象を織り込んだ価額を使用しています。また、実質価額が著しく低下した場合の回復可能性の判断や転換社債型新株予約権付社債の評価については、各関係会社が主要な仮定を検討して作成し、取締役会で承認された事業計画を基礎としています。

なお、モチベーションワークス株式会社の事業計画における主要な仮定は、将来の獲得学校数です。

##### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## VI. 貸借対照表に関する注記

### 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

	前事業年度	当事業年度
短期金銭債権	848,209千円	386,059千円
短期金銭債務	239,715千円	226,716千円

## VII. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

	前事業年度	当事業年度
営業取引 (収入分)	1,852,827千円	2,406,142千円
営業取引 (支出分)	1,533,764千円	1,603,825千円
営業取引以外の取引 (収入分)	42,053千円	14,498千円
営業取引以外の取引 (支出分)	144,500千円	一千円

## VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	6,162,034株	41株	1,413,900株	4,748,175株

(変動の事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加

41株

減少数の内訳は、次のとおりです。

2024年11月7日開催の取締役会決議による消却

1,200,000株

2025年1月21日開催の取締役会決議による消却

30,500株

2025年2月12日開催の取締役会決議による消却

183,400株

## IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因の内訳

	前事業年度	当事業年度
<b>(繰延税金資産)</b>		
貸倒引当金	116,832千円	7,995千円
賞与引当金	148,918千円	154,589千円
ソフトウエア	760,667千円	661,617千円
投資有価証券	540,309千円	446,699千円
関係会社株式	2,772,732千円	2,849,858千円
契約負債	529,581千円	476,918千円
退職給付引当金	601,375千円	661,958千円
未払事業税	7,836千円	53,340千円
その他	244,632千円	246,042千円
評価性引当額	△3,249,492千円	△3,408,303千円
<b>繰延税金資産計</b>	<b>2,473,395千円</b>	<b>2,150,715千円</b>
<b>(繰延税金負債)</b>		
その他有価証券評価差額金	△9,912千円	△12,635千円
<b>繰延税金負債計</b>	<b>△9,912千円</b>	<b>△12,635千円</b>
<b>(繰延税金資産純額)</b>	<b>2,463,483千円</b>	<b>2,138,080千円</b>

## X. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	モチベーションワークス㈱	東京都新宿区	100,000	教育プラットフォームの開発・運営	(所有)直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	300,000	-	-
							資金の回収	300,000		
							利息の受取	1,777		
	(株)イーグル	東京都新宿区	100,000	調剤薬局にまつわる支援システムの研究・開発・販売・保守	(所有)直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	270,000	-	-
							資金の回収	405,000		
							利息の受取	6,508		
							増資の引受	1,000,000		
	(株)クリプラ	東京都新宿区	100,000	クラウド電子カルテの開発・運営	(所有)直接94.31%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	360,000	-	-
							資金の回収	690,000		
							利息の受取	4,881		
							増資の引受	510,000		
	(株)エムティーアイ・ヘルスケア・ホールディングス	東京都新宿区	100,000	子会社の経営管理等	(所有)直接65.65%	役員の兼任	子会社株式の売却		-	-
							売却代金	400,000		
							売却益	400,000		
	(株)ソラミチシステム	東京都新宿区	100,000	調剤薬局内システムの企画・開発・販売	(所有)間接65.65%	資金の貸付 役員の派遣	新株予約権の行使	328,295		
							資金の貸付	340,000	-	-
							資金の回収	340,000		
							利息の受取	97		

役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	一ノ倉 悠	-	-	当社常務取締役	(被所有)直接0.33%	-	子会社株式の取得	600,000	-	-
							第三者割当による新株の発行	200,000		

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等  
 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。  
 子会社株式の取得価額および売却価額については、妥当性を確保するために、当社および対象会社以外の第三者による株価算定書を勘案して決定しています。
2. 新株予約権の行使については、株式会社エムティーアイ・ヘルスケア・ホールディングスが発行する第1回新株予約権の行使によるものです。
3. 2025年2月12日の取締役会の決議に基づき、当社普通株式について第三者割当により1株あたり1,091円で、一ノ倉 悠氏に対し183,400株を割り当て、新株を発行しました。なお、1株当たりの発行価格は本新株発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025年2月10日）の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値となります。

## XI. 1株当たり情報に関する注記

	前事業年度	当事業年度
1. 1株当たり純資産額	335円04銭	383円28銭
2. 1株当たり当期純利益	33円88銭	54円92銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度	当事業年度
当期純利益	1,867,042千円	3,045,125千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	－千円
普通株式に係る当期純利益	1,867,042千円	3,045,125千円
普通株式の期中平均株式数	55,112,866株	55,447,105株

## XII. その他の注記

(企業結合等関係)

連結注記表の「その他の注記(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## XIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XIV. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## XV. 前事業年度の注記について

前事業年度の注記については、参考情報として記載しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社エムティーアイ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅博  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江村 羊奈子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムティーアイの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社エムティーアイ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅博  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 江村 羊奈子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムティーアイの2024年10月1日から2025年9月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

2025年11月20日

株式会社エムティーアイ  
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会  
監査役(常勤) 丹羽 康彦  
監 査 役 笠原 智恵  
監 査 役 安田 成喜  
監 査 役 奥田 高喜子

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (4) 子会社については、本社の主要な会議を通じ情報を収集し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに、内部監査部門から子会社に対し実施した監査結果の報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

（注）当社監査役丹羽康彦、笠原智恵、安田成喜及び奥田高子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上